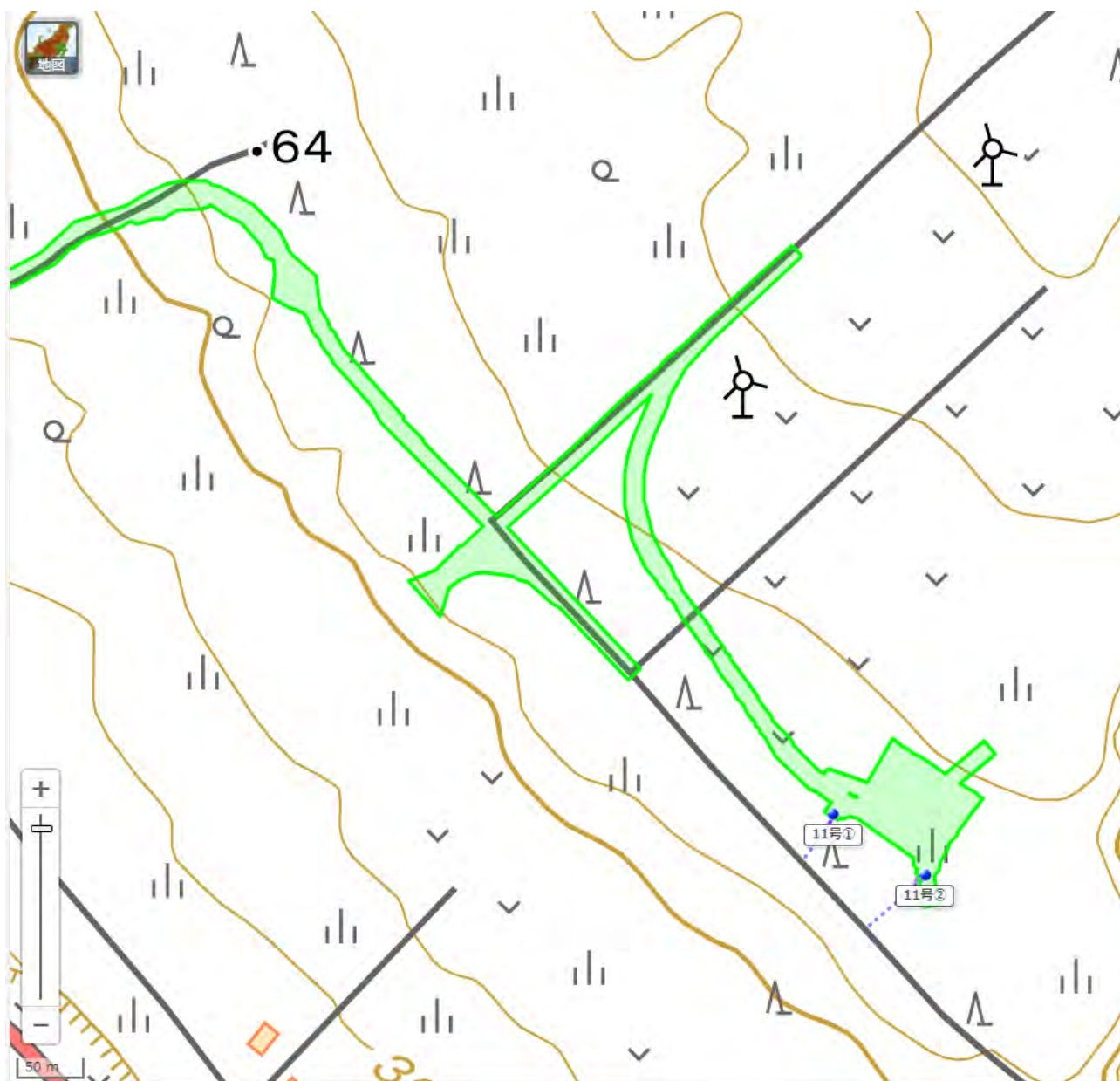


11号



■ : 改変区域

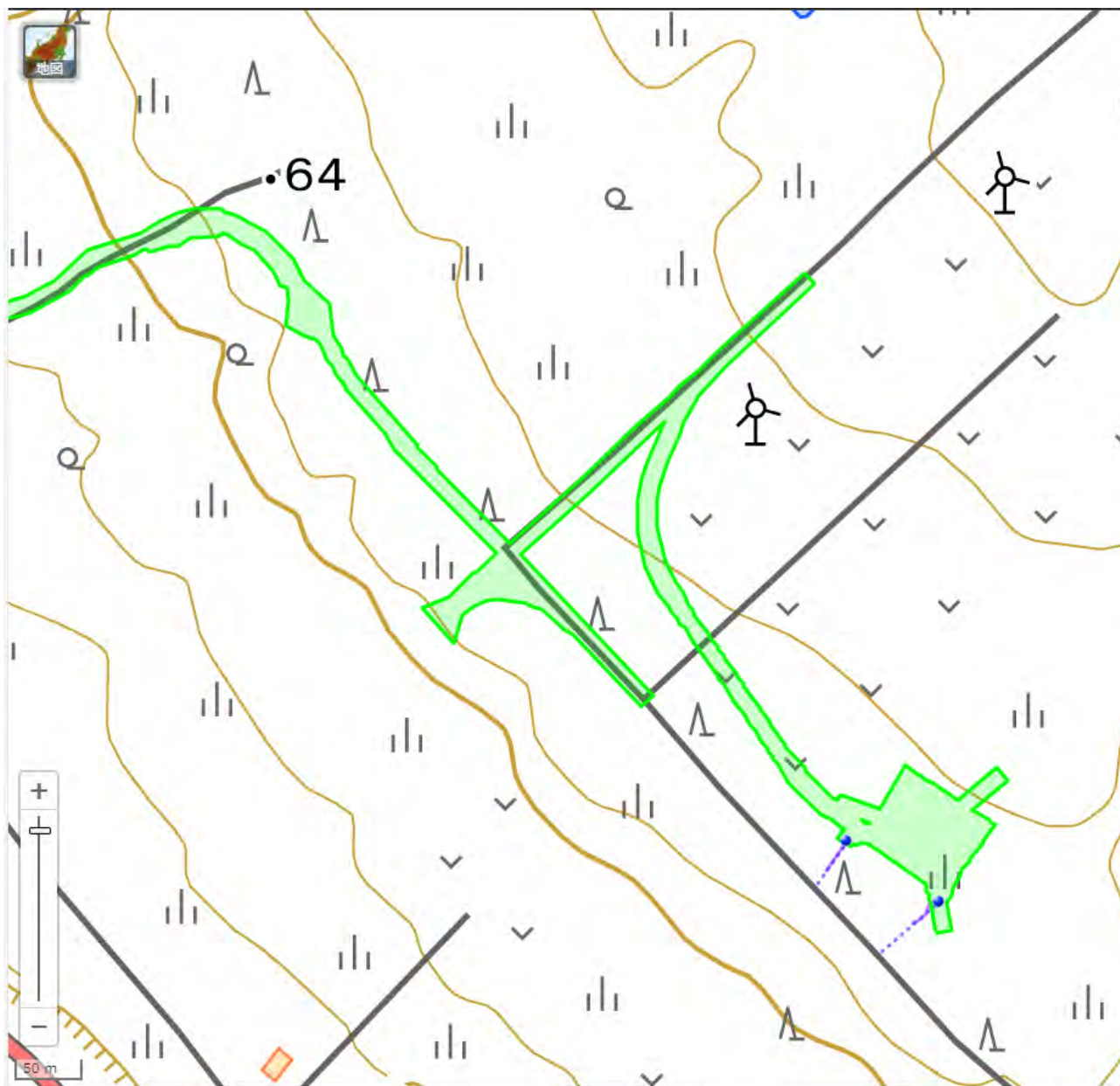
青色点線 : 流下の方向

● : 沈砂池排水口

紫色実線 : 濁水到達推定距離

濁水到達する沈砂池はない

11号



■ : 改变区域

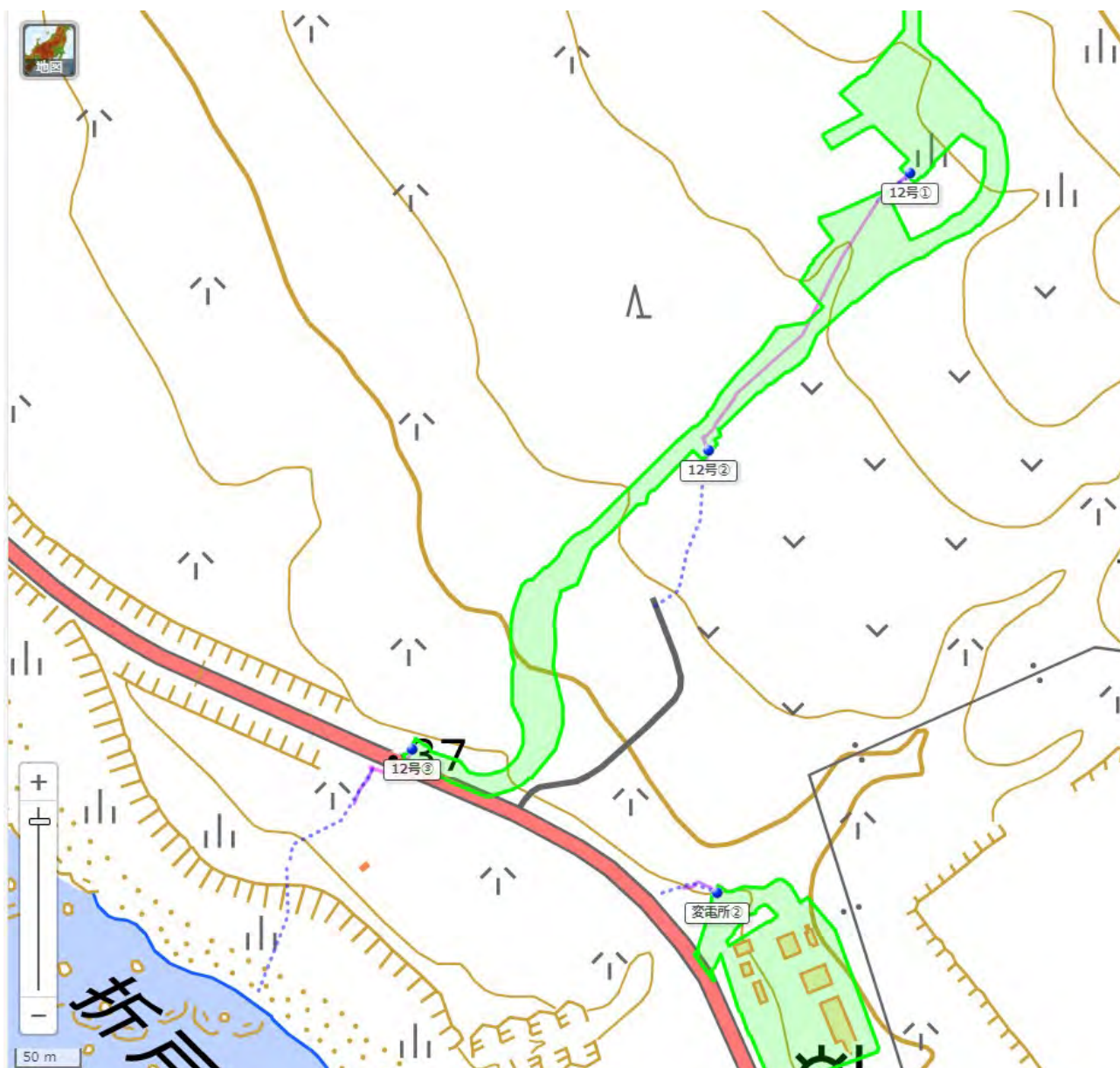
青色点線 : 流下の方向

● : 沈砂池排水口

紫色実線 : 濁水到達推定距離

濁水到達する沈砂池はない

12号



■：改変区域

青色点線：流下の方向

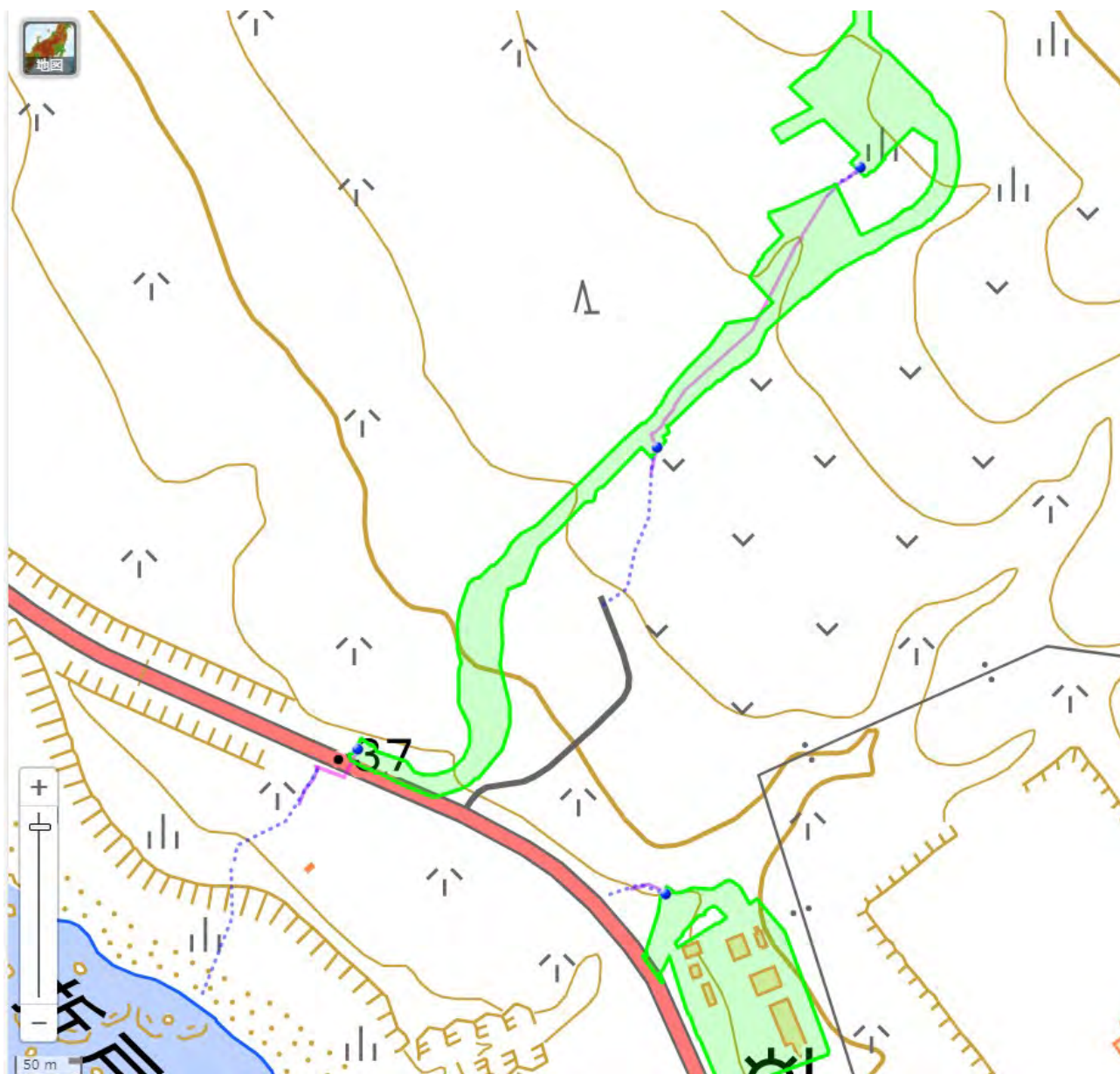
●：沈砂池排水口

赤紫色実線：この区間は浸透しないと考える区間(改変区域内や排水管など)

紫色実線：濁水到達推定距離

濁水到達する沈砂池はない

12号



■ : 改変区域

青色点線 : 流下の方向

● : 沈砂池排水口

赤紫色実線 : この区間は浸透しないと考える区間(改変区域内や排水管など)

紫色実線 : 濁水到達推定距離

濁水到達する沈砂池はない

変電所



■ : 変更区域

青色点線 : 流下の方向

● : 沈砂池排水口

紫色実線 : 濁水到達推定距離

濁水到達する沈砂池はない

変電所



■ : 改変区域

青色点線 : 流下の方向

● : 沈砂池排水口

紫色実線 : 濁水到達推定距離

濁水到達する沈砂池はない

住宅が特定できる情報のため、非公開

注：赤丸は新設風力発電機の実際の気象条件を考慮する場合に影のかかる時間が年間 8 時間を超える地点、黄色丸は新設風力発電機と既設風力発電機の累積で実際の気象条件を考慮する場合に影のかかる時間が年間 8 時間を超える地点である。最も影のかかる住宅からの風車の方向を赤線（新設風力発電機）と青線（既設風力発電機）で表した。②、③、④については、新設風力発電機の実際の気象条件を考慮する場合に影のかかる時間が年間 8 時間を超える地点での遮蔽状況を確認した。

図 1(1) 現地確認地点（茂草地区）

住宅が特定できる情報のため、非公開

注：黄色丸は新設風力発電機と既設風力発電機の累積で実際の気象条件を考慮する場合に影のかかる時間が年間 8 時間を超える地点である。最も影のかかる住宅からの風車の方向を赤線（新設風力発電機）と青線（既設風力発電機）で表した。

図 1(2) 現地確認地点（館浜地区）

<p>①</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、地形が迫っており風力発電機（新設 10 号、既設 T09）は一部遮蔽される。</p>	<p>②</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には建造物があり、風力発電機（新設 10 号、既設 T09）は遮蔽される。</p>
<p>③</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には建造物及び植生があり、風力発電機（新設 10 号、既設 T09）は遮蔽される。</p>	<p>④</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には建造物があり、風力発電機（新設 10 号、既設 T09）は遮蔽される。</p>
<p>⑤</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、地形が迫っており風力発電機（新設 10 号、既設 T09）は一部遮蔽される。</p>	<p>⑥</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、地形が迫っており風力発電機（新設 10 号、既設 T09）は一部遮蔽される。</p>

注：赤線で囲ったところは確認された遮蔽物である。また、赤丸については、新設風力発電機の実際の気象条件を考慮する場合に影のかかる時間が年間 8 時間を超える地点である。

図 2(1) 現地写真（茂草地区）

<p>⑦</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、地形が迫っており風力発電機（新設 11 号、既設 T01、T02、T03 及び T04）は遮蔽される。</p>	<p>⑧</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、地形が迫っており風力発電機（新設 11 号、既設 T01、T02、T03 及び T04）は遮蔽される。</p>
<p>⑨</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、植生があり、風力発電機（新設 11 号、既設 T01、T02、T03 及び T04）は一部遮蔽される。</p>	<p>⑩</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、植生があり、風力発電機（新設 11 号、既設 T01、T02、T03 及び T04）は一部遮蔽される。</p>
<p>⑪</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、地形が迫っており風力発電機（新設 11 号、既設 T01 及び T02）は一部遮蔽される。</p>	<p>⑫</p> <p>住宅が特定できる情報のため、非公開</p> <p>住宅から風力発電機の方角には、地形が迫っており風力発電機（新設 11 号、既設 T01 及び T02）は一部遮蔽される。</p>

注：赤線で囲ったところは確認された遮蔽物である。

図 2(2) 現地写真（館浜地区）